



佐賀県公報

平成 20 年
11 月 27 日
(木曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目 次

規 則

◎建築士法施行細則の一部を改正する規則

(七八・建築住宅課)

告 示

◎建築士法の規定による閲覧に関する規程

(四二六・建築住宅課)

◎建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

(四二七・)

公布された規則のあらまし

○建築士法施行細則の一部を改正する規則(規則第七十八号)

- 1 二級建築士名簿又は木造建築士名簿に次に掲げる事項を登録することとした。(第三条関係)
- (1) 定期講習の修了年月日及び修了証の番号
- (2) 管理建築士講習の修了年月日及び修了証の番号
- 2 二級建築士等試験事務の実施結果の報告を電磁的方法により行うことができることとした。(第二十五条の八関係)
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二〇年一月二八日から施行することとした。ただし、3については、同年二月一日から施行することとした。

○ 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第七十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)」、を削り、同条第四号中「又は業務停止」を、「業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に規定する講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第十三條第一項中「第十五條の十七第一項」を「第十五條の六第一項」に改め、同項第一号イ中「学校を」を「学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第二号中「法第十五條各号のいずれかに該当する者のうち」を削り、「実務」を「法第十四條第一号に規定する建築実務」に改め、同項第三号中「縦五・五センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三センチメートル」に改める。

第十五條の二第一項中「第十五條の十七第二項」を「第十五條の六第二項」に改め、「する者」の下に、「次項第十一号において「指定申請者」という。」「を加え、同項第一号中「及び住所」を「及び代表者の氏名並びに住所」に改め、同項第二号中「二級建築士等試験事務」を「法第十五條の六第一項に規定する二級建築士等試験事務(以下単に「二級建築士等試験事務」という。))」に改め、

同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 指定申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の第五

一 項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第十五条の三中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十五条の四第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」

に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又は口の規定に関する誓約書」を「第十条の五第二項第四号イ及び口に該当しないことを誓約する書面」に改める。

第十五条の五中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第十五条の六第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に、「試験事務規定」を「試験事務規程」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第十五条の七第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第十五条の八に次の一項を加える。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場

合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調整するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第十五条の九中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

第十五条の十中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第一項及び第三項」を「第十条の六第一項及び第三項」に、「第十五条の十三第二項」を「第十条の十五第二項」に、「第十五条の十四第四項」を「第十条の十六第三項」に、「第十五条の十五第二項」を「第十条の十七第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、第十五条の二第二項第一号の改正規定（「又は寄附行為」を削る部分に限る。）は、同年十二月一日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百二十六号

建築士法の規定による閲覧に関する規程を次のように定める。

平成二十年十一月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

建築士法の規定による閲覧に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第六条第二項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿並びに同法第二十三条の九各号に掲げる書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の設置）

第二条 名簿等の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課内に置く。

（閲覧時間）

第三条 閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

（閲覧に供しない日）

第四条 前条の規定にかかわらず、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日は、閲覧に供しない日（以下「休日」という。）とする。

（臨時休日等）

第五条 知事は、名簿等を整理するときその他必要があると認めるときは、第三条の閲覧時間を伸縮し、閲覧を停止し、又は前条の休日のほか、臨時に休日と定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（名簿等の持ち出し禁止）

第六条 名簿等を閲覧する者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 名簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

四 閲覧所の係員の指示に従わない者

附則

この告示は、平成二十年十一月二十八日から施行する。

◎佐賀県告示第四百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者を次のように定め、平成二十年十一月二十八日から施行する。

なお、建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上に認められる者（昭和五十三年佐賀県告示第七百十五号）は、平成二十年十一月二十七日限り廃止する。

平成二十年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一次の表の(イ)欄に掲げる学校において同表の(ロ)欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(ハ)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を同表(ニ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(ロ)欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の(ハ)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(ハ)欄に掲げる単位数とする。

(イ)	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校	(ロ)	一 五単位数以上の建築設計製図に関する講義又は演習（建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。以下同じ）	(ハ)	三十単位	(ニ)	一年
-----	-----------------------------------	-----	--	-----	------	-----	----

<p>防衛省設置法(昭和二</p>													
<p>一 五単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p>	<p>二 七単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間の在り方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>三 六単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。以下同じ。)</p>												
<p>四十単位</p>	<p>二十単位</p>												
<p>零年</p>	<p>二年</p>												
<p>(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="576 1193 898 1328"> <p>十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校</p> </td> <td data-bbox="576 1328 898 1865"> <p>二 七単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義若しくは演習</p> <p>三 六単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義若しくは演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p> </td> <td data-bbox="576 1865 898 2000"> <p>三十単位</p> </td> <td data-bbox="576 2000 898 2089"> <p>一年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1193 1106 1328"> <p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</p> </td> <td data-bbox="898 1328 1106 1865"> <p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p> </td> <td data-bbox="898 1865 1106 2000"> <p>二十単位</p> </td> <td data-bbox="898 2000 1106 2089"> <p>二年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1193 1313 1328"> <p>職業能力開発短期大学校</p> </td> <td data-bbox="1106 1328 1313 1865"> <p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p> </td> <td data-bbox="1106 1865 1313 2000"> <p>二十単位</p> </td> <td data-bbox="1106 2000 1313 2089"> <p>二年</p> </td> </tr> </table>	<p>十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校</p>	<p>二 七単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義若しくは演習</p> <p>三 六単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義若しくは演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>三十単位</p>	<p>一年</p>	<p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</p>	<p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>二十単位</p>	<p>二年</p>	<p>職業能力開発短期大学校</p>	<p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>二十単位</p>	<p>二年</p>
<p>十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校</p>	<p>二 七単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義若しくは演習</p> <p>三 六単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義若しくは演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>三十単位</p>	<p>一年</p>										
<p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</p>	<p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>二十単位</p>	<p>二年</p>										
<p>職業能力開発短期大学校</p>	<p>一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習</p> <p>二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習</p> <p>三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習</p> <p>四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習</p> <p>五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習</p>	<p>二十単位</p>	<p>二年</p>										

能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校でその修業年限が同表の(ロ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(ハ)欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(ニ)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであつて、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ホ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(ハ)欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の(ロ)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(ニ)欄に掲げる単位数とする。

	(イ)	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校	(ロ)	二年	(ハ)	一 五単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 二 七単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 三 六単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習 五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習	(ニ)	四十単位	(ホ)	零年
	(イ)	一年	(ロ)	二年		一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 三 三単位以上の構造力学、建築一般		二十単位		三年

構造又は建築材料に関する講義又は演習
四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習
五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習

学校 による中等 学校	二年	一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習 五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習	十五単位	四年
	一年		十単位	五年

(注) 科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練でその修業年限が同表の(ロ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(ハ)欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(ニ)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであつて、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ホ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(ハ)欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の(ロ)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(ニ)欄に掲げる単位数とする。

